

## 社会の中での“くくり”雑感

消費社会や社会の動向を語る時、ボーダレスという言葉が飛びかう様になってもう何年になるだろうか。いろいろな場面で「ボーダレス」がキーワードとして語られている時、そこで主張されている「ボーダレス」の内容や意味にいささかの違いに気がつくことがある。たとえば、

- i 「近頃は外国から多くの方が日本に来、また日本からも外国に大勢の人が行くようになった。」
- ii 「朝食、昼食、夕食の時間が不定期になり、更に間食、夜食も多くなった。」
- iii 「ハンバーガーショップや持ち帰り弁当屋で食事もできるが、これらは小売り屋かそれとも外食産業か。」

などなど、数え上げたら切りがない。

しかし、このように、ある“きわ”が不明確になる現象にはいくつかのタイプがあるようだ。

i は国境というボーダーでの外国人の出入りや日本からの海外への渡航が活発になり、一国民のみを抱え込む境界としての意味を失って来ていることを意味している。

ii の事例は本来決まった時間帯にとっていた食事がばらばらとなり、しかも、食事かおやつか、不明確なものを食べるケースが多くなって来た。

iii は明らかなように、小売業と外食産業の区分が外見上ではわからない状況にあることを示している。

モノとモノ、あるいはコトとコトを区別する“くくり”は人間のそれらに対する概念規定によって

決まっていくものであり、そのひとの社会環境・文化環境・生活環境に左右されるものである。そして、その“くくり”と別の“くくり”との間に明確な相違が認識されて始めて“きわ”があるという認識に到達する。したがって、ある“くくり”が社会的に成り立つかどうかは、その社会の構成者の意識概念の共有性によって決まる。そして、その“くくり”がその社会の構成者間であいまいになってくると、いわゆるボーダレスの状態が発生することとなる。

このことは、環境としての生活・社会・文化などにおける価値基準や意識概念それ自体にあいまいさが起こり、既存の“くくり”では納まらない状態になったことを意味する。これまで議論されてきた各種のボーダレスの問題もつきつめれば“くくり”的なあいまいさの発生に他ならず、それは“くくり”に対する社会的合意のあいまいさでもある。

あらゆる面で、国際化、情報化、生活意識の多様化が進む中、このようなあいまいさは更に進んでいくことが予想される。本来この“くくり”概念の共有こそがその社会の文化・価値観の原点である。したがって、ボーダレスの進展はその社会の中に文化観や価値観についての新しい考え方や方向を必要としていることと考えることもできる。

“くくり”的な再編や新しい“くくり”的な登場は新しい価値観や文化の登場となると考えられるが、“くくり”的な細分化は、大きな“くくり”の中に

一橋大学商学部教授 片 岡 寛

意識概念を異にするいくつかの“くくり”の集合体として捕らえる重層的な概念の社会的共有化の成立であり、このことが実は文化の成熟度の指標と考えることもできると私は思っている。したがって、“くくり”的なあいまいさは新しい文化や価値観への移行の<sup>せんどう</sup>蠕動であるのか、文化の深化の過程なのかじっくり検討すべきものであろう。

価値観や文化面での国際摩擦は、まさにこの“くくり”的な価値意識の共有という面での摩擦であって、それぞれの“くくり”的な共有あるいは非共有部分の理解と共有への努力または理解の後の相違の許容が必要である。

“くくり”は何も文化、消費の面でだけ問題となるものではなく、政治、経済、外交、法律、ビジネスなど人間社会のあらゆる面で存在しており、それらの“くくり”はそれぞれの社会の中でそれぞれの価値意識に従って構成されていると考えて

よい。そして更に、社会の変化に伴ってそれらの“くくり”はそれぞれの社会圏で分化・進化・発展して今日に至っているものであろう。

情報化や国際化の進展は、ますますそれぞれの社会圏での“くくり”をめぐって摩擦が起こる可能性を高めことになろうが、“くくり”的な相違を理解し合一・共有化に導く方向に向かうべきか、あるいはこの相違を確認・理解した上で許容・共存の道を選ぶか、今後あらゆる面で非常に重要な意思決定の岐路が起こってくるに違いない。

“くくり”はその社会の構成者の共有されている価値意識に基づいているものであるから、“くくり”をすべて世界的に同質同内容に統一することは不可能であり、また却って危険でさえある。基本的にはそれぞれの社会の独自性を最大限許容される仕組みの中で国際的レベルの統一的“くくり”を模索することが大切ではないだろうか。



## ■ 調査から \*\*\*\*\*

# 平成6年事業所名簿整備調査について

### 事業所名簿整備の必要性

事業所統計調査は、「事業所の事業活動の状態を調査し、事業所に関する基礎資料」及び「各種統計調査実施のための事業所の名簿」を得ることを目的としている。事業所名簿は、事業所を対象とする標本調査の母集団情報として広く利用されており、他の統計調査の結果精度に大きな影響を与えるものである。しかしながら、昭和56年から事業所統計調査が5年ごとに行われることとなり、その中間年における事業所の変動状況(新設・廃業・事業転換等)をより正確に把握する必要が生じた。

そこで、平成元年にはすべての民営事業所を対象に事業所名簿整備が行われた。しかし存続事業所に対しては外観調査のみであり、標本抽出の重要な項目である従業者数などが把握されることなく、また、作成された漢字リストも会社及び従業者数5人以上の事業所のみを対象とするなど、限定されたものとなった。そのため、標本調査の母集団情報としては極めて不十分であることから、事業所名簿の完全な整備が望まれており、平成3年事業所統計調査の実施から中間にあたる3年目の平成6年に、すべての民営事業所を対象とした名簿整備調査を行うこととした。

### 今回調査の特徴

平成6年に実施される事業所名簿整備調査は、同年に多くの指定統計調査が予定されているところから、地方事務の幅轍を避け、同年に実施が予定されている商業統計調査、サービス業基本調査へ新しい事業所名簿を提供するため、実施日を4月20日とした。また、調査客体である事業所の負

担を軽減するため、調査項目を4項目に限定するとともに調査の方法も調査員が事業主等から聞き取る他計方式を採用することとした。

さらに、今回の事業所名簿整備調査では、調査に使用する「整備用事業所名簿」に平成3年事業所漢字リストの内容の一部(名称及び所在地)を打ち出し、調査員が事業所を把握する際の一助とすることとしている。また、調査員及び記入者の負担を軽減するため調査票にも同様の内容を打ち出こととしている。そのため、事業所名簿の作成においては、平成3年に作成した事業所漢字リストテープの内容について、変更のあった事業所のみ修正することとなり、地方事務の大幅な簡素化が図れることとなった。

### 整備の目的

事業所名簿整備調査は、平成3年事業所統計調査の調査日の翌日以後における民営事業所の変動状況を把握することにより、各種統計調査実施のための基礎資料を得ること及び平成3年事業所統計調査によって作成された基本調査区内事業所名簿(以下「事業所名簿」という)の整備を行うことを目的とする。

### 整備の期日

事業所名簿整備調査は、平成6年4月20日現在によって行う。

### 整備の対象範囲

調査の期日において、国内のすべての民営事業所(約650万)を対象とする。

事業所とは、「物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所」のことであり、

# \*\*\*\*\*調査から■

総務庁統計局統計調査部事業所統計室  
(財)日本統計協会発行「統計」1994年2月号より)

言い替れば、営利・非営利にかかわらず、その事業を行うことにより収入を得て人が働いている個々の場所のことである。

ただし、次に掲げる事業所は、調査の対象から除かれる。

- (1) 日本標準産業分類の「農業」、「林業」及び「漁業」に属する個人経営の事業所(農林漁家)
- (2) 日本標準産業分類の「サービス業」のうち、「家事サービス業」及び「外国公務」に属する事業所

## 整備の方法

### 1. 調査系統

調査は、総務庁長官(総務庁統計局長)一都道府県知事一市町村長一調査員一事業所という系統により実施する。

### 2. 調査事項

調査事業所について、調査票により次に掲げる事項を調査する。

- (1) 名称及び電話番号
- (2) 所在地
- (3) 事業の種類
- (4) 従業者数

### 3. 調査の方法

(1) 調査員は、担当基本調査区内に所在する調査事業所の名称等を確認し、平成3年事業所漢字リストapeからあらかじめ作成する整備用事業所名簿と照合することにより、平成3年事業所統計調査の調査日の翌日以後事業所名簿整備の期日までの間における事業所の新設、廃業等の変動状況を把握し、調査票及び整備用事業所名簿に記入する。

なお、調査票についても、平成3年事業所

漢字リストapeから上記2.の調査事項のうち

(1)及び(2)についてあらかじめ打ち出しておく。

(2) 調査員は、事業所ごとに、原則として聞き取りの方法により上記2.に掲げる調査事項について調査し、調査票に記入する。ただし、新設事業所については、申告者が直接調査票に記入する方法によるものとする。

(3) 調査員は、上記(1)及び(2)の結果に基づき、整備用事業所名簿の補正を行う。

### 4. 申告の方法

上記3.に掲げる調査事項の申告は、調査事業所の事業主(当該事業所の事業を管理する者をいう)が調査員の質問に答えることにより、又は調査票に記入し、取集に応じることにより行う。ただし、事業主が不在その他の事由により申告を行うことができないときは、事実上事業主に代わる者が当該事業主に代わって申告を行うものとする。

## 結果の集計及び公表

### 1. 結果の集計

総務庁統計センター所長は、事業所名簿整備データape及び平成3年事業所統計調査甲調査に係る磁気apeを用いて、次の事項について全国、都道府県及び市町村別に集計する。

- 事業所の変動状況に関する事項
- 従業者数に関する事項
- 産業に関する事項
- 本所・支所の別に関する事項

### 2. 結果の公表

結果は、報告書の刊行又は結果原表を閲覧に供する方法により、平成7年3月末日までに公表する。